

# 東京文化財ウィーク2021 開催中!

毎年10月から11月にかけて、より多くの方に文化財を身近に感じていただくために、東京都が「東京文化財ウィーク」を開催しています。

事業は大きく分けて、都内にある文化財を一堂にお見せする「公開事業」と文化財めぐりや特別展、講座などを行う「企画事業」の二つになります。

市内では、次の東京都指定文化財が公開事業として参加しています。

この秋、市内の文化財にふれてみてはいかがでしょうか。

### 〈通年公開〉

- ・広徳寺境域、タラコワ、カヤ
- ・深沢家屋敷跡
- ・軍道紙
- ・瀬戸岡古墳群
- ・前田耕地遺跡
- ・西秋留石器時代住居跡
- ・二宮神社並びに城跡
- ・地蔵院のカゴノキ

### 〈特別公開〉

- ・五日市憲法草案
  - ・森田家住宅主屋、見世蔵、前の蔵、味噌蔵、西蔵、旧米蔵、御看経堂、門、板塀
  - ・小机家住宅
  - ・大悲願寺本堂
  - ・真照寺薬師堂
  - ・猿曳駒絵馬
- 公開期間や場所など、詳しい情報は東京文化財ウィークのHPを「ご確認ください」。

着を着て家族で出かけている風景を見ることがあり、現代でも親しまれている風習です。

七五三と言え、「千歳あめ」

や「鳥の子餅」などが思い浮かびます。「千歳あめ」は、紅白に染め分けた細長い棒状のあめで、松竹梅や鶴亀などが刷られた長い袋に入っています。七五三だけでなくお宮参りにも縁起物として用いられます。「鳥の子餅」は、卵の形をした紅白の餅で、こちらは七五三のほかに婚礼のお祝いにも用いられます。

江戸時代末期に建てられた古民家「旧市倉家住宅」にて、昔の七五三の写真を楽しんでみませんか。

また、郷土館では古い写真を集めています。今回展示する七五三など行事の写真だけでなく、日常を切り取った写真も集めています。「実家を掃除してきて昔の写真が出てきた」「若い頃に撮影した地域の写真がある」など、地域の様子や風景が納められている写真がありましたら、郷土館までご連絡ください。(電話は042-596-4069月曜休館、祝日の場合は開館翌日火曜休館)



深沢家屋敷跡 (都史跡)



## 市指定文化財 「旧市倉家住宅」 七五三展示

11月2日(火)～30日(火)に旧市倉家住宅で昔の七五三の写真を展示します。

七五三とは、「小児の年祝い」。江戸時代以来、男児は三歳と五歳、女児は三歳と七歳とを主とし、11月15日に晴れ着をまとうて氏神社にまいり、無事成育を祈願した習俗(国史大事典より)のことを指します。今でも、11月になると袴や着物などの晴れ



旧市倉家住宅

## アーティスト・イン・レジデンス 寄贈作品の紹介

平成5年から始まったアーティスト・イン・レジデンス事業は、今年度で29年目を迎えました。今回は、平成29年度に招いたアーティストから寄贈された作品をご紹介します。

### 滝澤 徹也 さん (日本)



作品タイトル 「昔の軍道紙を顕微鏡撮影し銅版画としてあきる野の土で刷る」

作者コメント 「昔と現代の軍道紙それぞれを顕微鏡で拡大撮影し、それを銅版画の技法で軍道紙に刷ることによって、文化の変遷のあり方を考え、時間、時代感覚の不安定さの表現を試みました。」

### 所 彰宏 さん (日本)



作品タイトル 「獅子」

作者コメント 「阿伎留神社例大祭の獅子舞がモチーフです。五日市の染物である黒八丈をヒントに、鉄塩を発生させるサイアノタイプ(日光写真)にヤシャブシの実を用いて色を作っています。五日市に伝わる伝統技法で、昔から続くお祭りをテーマに描くことで、市内で感じた歴史と文化を表現できるのではないかと考え制作しました。」

### 李 彦葵 さん (台湾)



作品タイトル 「神々が住んでいるところ」

作者コメント 「モチーフは、アートスタジオ五日市周辺のもので、雨が降った後、霧が湧いた山、9月に咲いた彼岸花、お祭りで会った子ども達、近くに住む太ったネコ、道沿いにある給水施設、バス停など、それらを一緒に組み合わせて作品にしました。」

## 就学援助費の申請は お早めに

小・中学校に通う子どもがいる家庭で、一定の条件を満たす場合、保護者に学用品費、修学旅行費、学校給食費など教育費の一部を援助しています。

認定された場合、援助費の適用は、申請月からとなります。

希望される方は、お早めに申請書を出してください。

※対象になるか迷われる場合は、申請することをお勧めします。

### ○支給対象者

- ① 令和3年度にあきる野市に住所がある、またはあきる野市立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者
- ② 世帯の収入基準額など、一定の条件を満たす家庭

※詳しくは、お問合せください。

### ○申請書

教育総務課で配布しています。また、あきる野市ホームページにも掲載しています。

### ○申請方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。

※就学援助費の申請は、毎年度手続きが必要です。



## 新入学児童生徒学用品費の入学前支給

令和4年度小・中学校の入学に係る費用の一部を援助する、新入学児童生徒学用品費の入学前支給申請を受け付けています。

### ○支給対象者

次の①②の両方に該当する方

- ① 市内に住所がある年長末就学児、小学校6年生の保護者、または令和4年度にあきる野市立小・中学校に入学することを教育委員会が承諾した年長末就学児、小学校6年生の保護者
- ② 令和3年度の就学援助認定基準を満たす年長末就学児、小学校6年生の保護者

※令和3年度の就学援助認定を受けている小学校6年生については、入学前支給を行いますので、申請は不要です。

○申請方法  
年長末就学児の保護者には、9月に送付した就学時健康診断の通知に、申請書を同封しています。必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。

※年長末就学児の入学前支給を希望する場合は、兄弟が令和3年度の就学援助認定を受けている家庭についても申請が必要です。

申込み・問合せ 教育総務課学務係(市役所2階)

教育広報「あきる野の教育」に対する感想をお寄せください。今後の紙面への参考とさせていただきます。

お問い合わせ先：教育総務課教育総務係 ☎042-558-1111 (内線2911)